

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合 検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」(C-1000-10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)の<u>i</u>により照会者に対して、<u>書面により期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</u></p> <p>ロ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 変更及び撤回 イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（<u>関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）</u>及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合 検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」(C-1000-10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)により照会者に対して期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 変更及び撤回 イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（<u>関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）</u>及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税關限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税關限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税關の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を<u>記載の上、交付又は送達するものとする。</u></p> <p>(注) 関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p><u>さらに</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を</p>	<p>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税關限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税關限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税關の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を<u>記載する。</u></p> <p>(注) 関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p><u>更に</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>限度とする。)、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p>	<p>限度とする。)、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通關申告予定官署の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p>
<p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、<u>さらに</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</p>	<p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、<u>更に</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</p>
<p>ロ 法令又は通達の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、<u>上記イ(イ)及びロの i ((ロ)の i ただし書を除く。)</u>の手続に準じて処理する。</p>	<p>ロ 法令又は通達の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、<u>その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令又は通達の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。</u></p>
<p>(8)～(10) (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19の3-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p>	<p>(8)～(10) (同左)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19の3-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 受理</p>	<p>(3) 受理</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ (省略)	イ (同左)
ロ 評価照会書の提出があった税関の首席関税評価官等が指定する担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、「事前教示照会に係る形式要件審査表」（C-1000-7）((4)ロ(ロ))において「形式要件審査表」という。）により当該評価照会書に上記イの(イ)から(ト)までの事項の記載があること及び上記イの(チ)の資料の提出があることを確認し、記載事項及び資料の提出に不備がないときには、当該照会文書に自関の登録番号を付与し、受理するとともに、「事前教示照会書等事績整理票」（C-1000-8）((7)ロ(ハ)及び(8)ハ)において「事績整理票」という。）の登録番号等の所要事項を記載する。ただし、記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を速やかに求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載した評価照会書を返付することにより行うこととする。	ロ 評価照会書の提出があった税関の首席関税評価官等が指定する担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、「事前教示照会に係る形式要件審査表」（C-1000-7）((4)ロ(ロ))において「形式要件審査表」という。）により当該評価照会書に上記イの(イ)から(ト)までの事項の記載があること及び上記イの(チ)の資料の提出があることを確認し、記載事項及び資料の提出に不備がないときには、当該照会文書に自関の登録番号を付与し、受理するとともに、「事前教示照会書等事績整理票」（C-1000-8）((7)ロ(ハ)及び(8)赤)において「事績整理票」という。）の登録番号等の所要事項を記載する。ただし、記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を速やかに求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載した評価照会書を返付することにより行うこととする。
また、照会応答担当者は、照会者に対して、次の事項を確実に伝える。	また、照会応答担当者は、照会者に対して、次の事項を確実に伝える。
(イ)～(ホ) (省略)	(イ)～(ホ) (同左)
ハ (省略)	ハ (同左)
(4)～(7) (省略)	(4)～(7) (同左)
(8) 変更及び撤回	(8) 変更又は撤回等
イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。	イ 担当税関は、法令の改正により、以前に行った回答が影響を受ける場合であっても、照会者に対し、その旨通知することを要しない。ただし、照会者から法令の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。
(イ) 総括関税評価官は、以前に担当税関が行った回答について、回答内容の変更又は撤回を、担当税關に対し指示する場合には、回答内容の変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を関税局に報告するものとする。	(注) 評価回答書は、法令の改正によりその回答内容が影響を受ける場合には、下記⑪ただし書きの規定により当該改正に係る法令の施行日以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。
(ロ) 総括関税評価官から指示を受けた担当税關は、変更又は撤回を次	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書にかわる「事前教示回答書（C-1000-9）」（以下この項において「変更通知書」という。）の「回答及び理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。さらに、評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として評価照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。</p> <p>なお、評価回答書は、上記により変更通知書が新たに発出された場合には、下記①ただし書きの規定により当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の評価回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記①のiにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記①のiiにより交付し、又は送達した新たな評価回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記①のi又は①のiiによるものとする。</p> <p>口 法令の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、上記①のi及び①のiiの手続に準じて処理する。</p>	<p>担当税關は、法令の解釈の変更により、以前に行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書にかえて効力を持つ変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書（C-1000-9を適宜修正したもの。以下この項において「変更通知書」と</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>いう。）を新たに発出することにより行うものとする。さらに評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、評価照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号に枝番を付し、当該変更通知書の原本に評価照会書の写しを添付して交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書は返付させる。</p>
<p>ハ 担当税関は、上記イの手続により照会者から評価回答書（変更通知書を含む。）の返付を受けたときは、その処理の内容を当該評価回答書及びその写し並びに事績整理票に記載し、その他関連資料とともに保管するものとする。また、総括関税評価官及び他関に対しても、その処理の内容を通知するものとする。なお、上記ロの処理の内容は、発出した変更通知書又は新たな評価回答書の写しを送付することにより通知するものとする。</p>	<p>(注1) 法令の解釈の変更により、交付済又は送付済の変更通知書を変更する場合も、上記に準じて処理するものとする。</p> <p>(注2) 評価回答書は、上記により変更通知書が新たに発出された場合には、下記(1)ただし書きの規定により当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>ハ 担当税関は、下記(1)イ(イ)なお書き（下記(1)ロにおいて準用する場合を含む。）の規定による協議を受ける等により、照会に係る事実関係について誤り又は変更等があることが判明し、以前に行った回答が影響を受け、評価申告及び納税申告の審査上、尊重されないこととなる場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書（変更通知書を含む。）の登録番号と同じ登録番号を記載した適宜の様式による書面により、当該評価回答書が尊重されないこととなる理由及び当該評価回答書を撤回する旨を通知し、当該評価回答書を返付せるものとする。</p> <p>二 担当税関は、以前に行った回答を上記ロにより変更する場合又は上記ハにより撤回する場合には、総括関税評価官と協議するものとし、総括関税評価官は上記(6)に準じて当該変更又は撤回に係る審査を行う。</p> <p>ホ 担当税関は、上記ロ又はハの手続きにより照会者から評価回答書（変更通知書を含む。）の返付を受けたときは、その処理の内容を当該評価回答書及びその写し並びに事績整理票に記載し、その他関連資料とともに保管するものとする。また、総括関税評価官及び他関に対しても、その処理の内容を通知するものとする。なお、上記ロの処理の内容は、発出した変更通知書の写しを送付することにより通知するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(9)及び(10) （省略）</p> <p>(11) 回答の有効期限</p> <p>評価回答書（変更通知書を含む。以下(11)において同じ。）については、発出日（変更通知書については、その当初の評価回答書の発出日）から3年間を限度として示された有効期限内において、評価申告及び納税申告の審査上尊重するものとする。ただし、当該評価回答書については、法令の改正によりその回答内容が影響を受ける場合にあっては当該改正に係る法令の施行日以後、上記(8)イ又はロにより変更通知書が新たに発出された場合には、当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重しないものとする。</p> <p>なお、担当税関は、照会者に対して当該照会に係る包括申告書の提出予定日を聴取し、当該照会に対する評価回答書の有効期限と包括申告書の適用期限との整合性を考慮し、これらの期限を一致させることに努める。</p> <p>(注) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、照会者が事前教示に関する事実を誤って提示する等により、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、有効期限内であっても評価回答書は尊重されないこととなる。この場合には、当該回答内容に従って納税申告が行われていたとしても、修正又は更正の対象となることに留意する。</p>	<p>(9)及び(10) （同左）</p> <p>(11) 回答の有効期限</p> <p>評価回答書（変更通知書を含む。以下(11)において同じ。）については、発出日（変更通知書については、その当初の評価回答書の発出日）から3年間を限度として示された有効期限内において、評価申告及び納税申告の審査上尊重するものとする。ただし、当該評価回答書については、法令の改正によりその回答内容が影響を受ける場合にあっては当該改正に係る法令の施行日以後、上記(8)ロにより変更通知書が新たに発出された場合には、当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重しないものとする。</p> <p>なお、担当税関は、照会者に対して当該照会に係る包括申告書の提出予定日を聴取し、当該照会に対する評価回答書の有効期限と包括申告書の適用期限との整合性を考慮し、これらの期限を一致させることに努める。</p> <p>(注) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、照会者が事前教示に関する事実を誤って提示する等により、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、有効期限内であっても評価回答書は尊重されないこととなる。この場合には、当該回答内容に従って納税申告が行われていたとしても、修正又は更正の対象となることに留意する。</p>
<p>(12) 評価回答書の取扱い</p> <p>イ 評価申告における評価回答書の取扱い</p> <p>評価申告書に添付された上記(7)ロにより照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記(8)イ又はロにより照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。</p> <p>なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載するよう求める。</p> <p>(イ) 評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(ロ)に該当するものを除く。）に記載された取引に係る関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合に</p>	<p>(12) 評価回答書の取扱い</p> <p>イ 評価申告における評価回答書の取扱い</p> <p>評価申告書に添付された上記(7)ロにより照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記(8)ロにより照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。</p> <p>なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載するよう求める。</p> <p>(イ) 評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(ロ)に該当するものを除く。）に記載された取引に係る関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>おいては、必要に応じ、当該回答書等について上記(8)イ又はロによる変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税関の首席関税評価官等と協議するものとする（通関部門が他関の首席関税評価官等と協議するときは自関の首席関税評価官等を通じて協議するものとする）。</p> <p>(ロ) 評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付するよう求める。（例えば、上記(11)の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなつた評価回答書、又は上記(8)イ又はロによる変更が行われた場合における変更前の評価回答書等。）</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p>(13) （省略）</p> <p>（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(イ) 検討部門は、照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」(C-1000-10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)の<u>i</u>により照会者に対して、<u>書面により</u>期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>(ロ) （省略）</p>	<p>おいては、必要に応じ、当該回答書等について上記(8)ロによる変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税関の首席関税評価官等と協議するものとする（通関部門が他関の首席関税評価官等と協議するときは自関の首席関税評価官等を通じて協議するものとする）。</p> <p>(ロ) 評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付するよう求める。（例えば、上記(11)の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなつた評価回答書、又は上記(8)ロによる変更が行われた場合における変更前の評価回答書等。）</p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p>(13) （同左）</p> <p>（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(イ) 検討部門は、照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」(C-1000-10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)により照会者に対して期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>(ロ) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 統括審査官（減免税総括部門）は、以前に行った事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書に<u>かわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）（C-1000-23）</u>（以下この項において「変更通知書」という。）の「理由」欄に変更の理由その他の必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>(注) 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を</p>	<p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 統括審査官（減免税総括部門）は、以前に行った事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書に<u>かえて「理由」欄に変更の理由その他の必要事項を記載した変更通知書（C-1000-23を適宜修正したもの。以下この項において「変更通知書」という。）</u>を新たに発出することにより行うものとする。</p> <p>(注) 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。）及び輸入申告予定官署の名称等を朱書きし、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、新たな回答書に当該撤回に係る貨物の新たな減免税の適用等その他必要事項を記載し、さらに照会書と新たな回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び新たな回答書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記iにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記iiにより交付し、又は送達した新たな回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記i又はiiによるものとする。</p> <p>ロ 法令の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、上記イ（iのただし書を除く。）の手続に準じて処理する。</p> <p>(7)及び(8) (省略)</p>	<p>限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。）及び輸入申告予定官署の名称等を朱書きし、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、新たな回答書に当該撤回に係る貨物の新たな減免税の適用等その他必要事項を記載し、さらに照会書と新たな回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び新たな回答書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記iにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記iiにより交付し、又は送達した新たな回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記i又はiiによるものとする。</p> <p>ロ 法令の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。</p> <p>(7)及び(8) (同左)</p>
<p>第6章 通 関</p> <p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p>	<p>第6章 通 関</p> <p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(関係協定等の略称) 68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(3) (省略) (削除)	(関係協定等の略称) 68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(3) (同左) <u>(4) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明</u> …………メキシコ協定原産地証明 <u>(5) メキシコ協定附属書附屬書4に定める品目別規則</u> …………メキシコ品目別規則
(削除)	<u>(6)及び(7)</u> (同左) <u>(8) マレーシア協定附属書2に定める品目別規則</u> …………マレーシア品目別規則
<u>(4)及び(5)</u> (省略) (削除)	<u>(9) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則</u> …………マレーシア運用上の手続規則
(削除)	<u>(10)</u> (同左) <u>(11) チリ協定附属書2に定める品目別規則</u> …………チリ品目別規則 <u>(12) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則</u> …………チリ運用上の手続規則
<u>(6)</u> (省略) (削除) (削除)	<u>(13)</u> (同左) <u>(14) タイ協定附属書2に定める品目別規則</u> …………タイ品目別規則 <u>(15) タイ協定第24条に定める運用上の手続規則</u> …………タイ運用上の手続規則
<u>(7)</u> (省略) (削除) (削除)	<u>(16)</u> (同左) <u>(17) インドネシア協定附属書2に定める品目別規則</u> …………インドネシア品目別規則
<u>(8)</u> (省略) (削除)	<u>(18) インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則</u> …………インドネシア運用上の手続規則
(削除)	<u>(19)</u> (同左) <u>(20) ブルネイ協定附属書2に定める品目別規則</u> …………ブルネイ品目別規則
<u>(9)</u> (省略) (削除)	<u>(21) ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則</u> …………ブルネイ運用上の手続規則
(削除)	<u>(22)</u> (同左) <u>(23) アセアン包括協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則</u> …………アセアン品目別規則
<u>(10)</u> (省略) (削除)	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<u>(24)</u> アセアン包括協定第37条及び同附属書4第11規則に定める運用上の規則
<u>(11)</u> (省略)	<u>(25)</u> (同左)
(削除)	<u>(26)</u> フィリピン協定附属書2に定める品目別規則
(削除)	<u>(27)</u> フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則
<u>(12)</u> 「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」(平成21年条約第5号) ······ スイス協定	<u>(28)</u> 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成21年条約第5号) ······ スイス協定
(削除)	<u>(29)</u> <u>スイス協定附属書2第15条に基づく原産地証明</u>
(削除)	<u>(30)</u> <u>スイス協定附属書2第4条及び同附属書付録1に定める品目別規則</u>
(削除)	<u>(31)</u> <u>スイス協定附属書2第28条に定める運用上の手続規則</u>
<u>(13)</u> (省略)	<u>(32)</u> (同左)
(削除)	<u>(33)</u> <u>ベトナム協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則</u>
(削除)	<u>(34)</u> <u>ベトナム協定第37条及び同附属書3第11規則に定める運用上の規則</u>
<u>(14)</u> (省略)	<u>(35)</u> (同左)
(削除)	<u>(36)</u> <u>インド協定第29条及び同附属書2に定める品目別規則</u>
<u>(15)</u> (省略)	<u>(37)</u> (同左)
<u>(16)</u> (省略)	<u>(38)</u> (同左)
(削除)	<u>(39)</u> <u>ペルー協定第53条に基づく原産地証明</u>
(削除)	<u>(40)</u> <u>ペルー協定第39条及び同附属書3に定める品目別規則</u>
(削除)	<u>(41)</u> <u>ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則</u>
<u>(17)</u> (省略)	<u>(42)</u> (同左)
(削除)	<u>(43)</u> オーストラリア協定第3・14条に基づく原産地証明

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	・・・・・オーストラリア原産地証明 <u>(44)</u> オーストラリア協定第3・4条及び同附属書2に定める品目別規則
(削除)	・・・・・オーストラリア品目別規則 <u>(45)</u> オーストラリア協定第1・12条に定める実施取極
<u>(18)</u> (省略)	・・・・・オーストラリア実施取極 <u>(46)</u> (同左)
(削除)	<u>(47)</u> モンゴル協定第3・2条及び同附属書2に定める品目別規則
(削除)	・・・・・モンゴル品目別規則 <u>(48)</u> モンゴル協定第3・26条に定める原産地規則のための運用上の手続規則
<u>(19)</u> (省略)	・・・・・モンゴル運用上の手続規則 <u>(49)</u> (同左)
(削除)	<u>(50)</u> TPP11協定第3・2条、同附属書3-D及び4-Aに定める品目別規則
<u>(20)</u> (省略)	・・・・・TPP11品目別規則 <u>(51)</u> (同左)
(削除)	<u>(52)</u> EU協定第3・2条、同附属書3-A、3-B及び同附属書付録3-B-1に定める品目別規則
<u>(21)</u> 「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」・・・・・米国協定	・・・・・EU品目別規則 <u>(53)</u> 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定・・・・・米国協定
(削除)	<u>(54)</u> 米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)、第2款及び第3款に定める品目別規則
<u>(22)</u> (省略)	・・・・・米国品目別規則 <u>(55)</u> (同左)
(削除)	<u>(56)</u> 英国協定第3・2条、同附属書3-A、3-B及び同附属書付録3-B-1に定める品目別規則
<u>(23)</u> 「地域的な包括的経済連携協定」・・・・・RCEP協定	(新規) (少額貨物についての原産地の認定)
(少額貨物についての原産地の認定)	68-5-7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は法第76条第3項の規定による1の提示に係るEPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行わ
68-5-7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は法第76条第3項の規定による1の提示に係るEPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行わ	68-5-7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は法第76条第3項の規定による1の提示に係るEPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行わ

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れたものとして(ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、EPA税率と特惠税率)の適用を各々に求めるものを行った場合(並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行つた場合を除く。)には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。</p>	<p>れたものとして(ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、EPA税率と特惠税率)の適用を各々に求めるものを行つた場合(並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行つた場合を除く。)には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。</p>
<p>なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。また、同一の経済連携協定において同一の品目に対して締約国毎に異なるEPA税率が設定されているものについてはいずれの締約国の税率を適用するかを決定する必要があるが、当該締約国の決定についても同様の方法により行って差し支えない。</p>	<p>なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(携帯品等における原産地の認定)</p> <p>68-5-8 本邦に入国する者がその入国際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第61条第1項第2号の便益に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 同号イに規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。<u>また、同一の経済連携協定において同一の品目に対して締約国毎に異なるEPA税率が設定されているものについてはいずれの締約国の税率を適用するかを決定する必要があるが、当該締約国の決定についても同様の方法により行って差し支えない。</u></p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(携帯品等における原産地の認定)</p> <p>68-5-8 本邦に入国する者がその入国際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第61条第1項第2号の便益に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 同号イに規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
(原産地証明書の必要的要件及び様式) 68-5-11 (1) 以下、本節において、原産地証明書とは、 <u>次の表</u> の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。	(原産地証明書の必要的要件及び様式) 68-5-11 (1) 以下、本節において、原産地証明書とは、 <u>次表</u> 第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>原産地証明書</th><th>本節における略称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>R C E P 協定</td><td><u>R C E P 協定第 3・17 条に基づく原産地証明書</u></td><td><u>R C E P 協定原产地証明書</u></td></tr> </tbody> </table>	協定名	原産地証明書	本節における略称	(省略)	(省略)	(省略)	R C E P 協定	<u>R C E P 協定第 3・17 条に基づく原産地証明書</u>	<u>R C E P 協定原产地証明書</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>原産地証明書</th><th>本節における略称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </tbody> </table>	協定名	原産地証明書	本節における略称	(同左)	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)	(新規)
協定名	原産地証明書	本節における略称																	
(省略)	(省略)	(省略)																	
R C E P 協定	<u>R C E P 協定第 3・17 条に基づく原産地証明書</u>	<u>R C E P 協定原产地証明書</u>																	
協定名	原産地証明書	本節における略称																	
(同左)	(同左)	(同左)																	
(新規)	(新規)	(新規)																	
(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。 イ <u>次の表</u> の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記 68-5-14(1)に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。	(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。 イ 次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記 68-5-14(1)に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(省略)</th><th>(省略)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R C E P 協定</td><td><u>R C E P 協定附属書 3 B の 1 に定める事項</u></td></tr> </tbody> </table>	(省略)	(省略)	R C E P 協定	<u>R C E P 協定附属書 3 B の 1 に定める事項</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(同左)</th><th>(同左)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </tbody> </table>	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)										
(省略)	(省略)																		
R C E P 協定	<u>R C E P 協定附属書 3 B の 1 に定める事項</u>																		
(同左)	(同左)																		
(新規)	(新規)																		
(イ) (省略) (ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、 <u>次の表</u> の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所（R C E P 協定原产地証明書においては所在する国名	(イ) (同左) (ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、 <u>次表</u> の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事																		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
原産地証明書	記載欄	留意事項	原産地証明書	記載欄	留意事項
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
<u>R C E P 協定原産地証明書</u>	<u>「14. Remarks」</u>	<u>第 17 欄中の「□ Third-party invoicing」にチェックが付されていること</u>	(新規)	(新規)	(新規)
(ハ) (省略) ロ～ホ (省略) ヘ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載されていること。			(ハ) (同左) ロ～ホ (同左) ヘ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載されていること。		
原産地証明書	記載事項		原産地証明書	記載事項	
(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	
<u>R C E P 協定原产地証明書</u>	<u>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、第 14 欄に“CERTIFIED TRUE COPY”及び再発給された原产地証明書の発給年月日</u>		(新規)	(新規)	
なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原产地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原产地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。 ト 原产地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原产地証明書又は連続する原产地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目			なお、再発給された原产地証明書の有効期間の起算日は当初の原产地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原产地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。 ト 原产地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原产地証明書又は連続する原产地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
原産地証明書	記載事項	留意事項	原産地証明書	記載事項	留意事項
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
<u>R C E P 協定原産地証明書</u>	二	<u>第 17 欄 中 の 「□ ISSUED RETROACTIVELY」 にチェックが付されていること</u>	(省略)	(省略)	(省略)
<p>チ 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点</p>					
(イ)～(ト) (省略)					
(フ) <u>R C E P 協定原産地証明書の「11. RCEP Country of Origin」の欄には、R C E P 協定第2・6条1から4までの規定により決定される「R C E P 原産国」又は同条6により決定される締約国名（詳細は条約等基本通達3-20(2)及び(3)を参照。）が記載される。</u>					
(リ) <u>次の表の第1欄に掲げる原産地証明書が連続する原産地証明書である場合には、第2欄のとおり記載されるので留意する。</u>					
<u>原産地証明書</u>	<u>留意事項</u>				
<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	<u>第13欄中の「□ Back-to-Back CO」にチェックが付されていること。</u>				
<u>R C E P 協定原产地証明書</u>	<u>第17欄中の「□ Back-to-back Certificate of Origin」にチェックが付されていること並びに第14欄に最初の原産地証明の番号、発給又は作成の日付、発給又は作成国、「R C E P 原産国」、及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号が記載されていること。</u>				
(ヌ) <u>R C E P 協定原産地証明書の「5. For Official Use」の欄については特段の記載を要しない。</u>					
(3) (省略)			(新規)		
(3) (同左)					

## 新旧对照表

【關稅法基本通達（昭和47年3月1日藏關第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 <u>R C E P 協定原産地申告においては、R C E P 協定附属書3 B の 2 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</u></p> <p>(イ) 英語で作成されたものであること。</p> <p>(ロ) 証明する者の氏名又は名称が記載されていること。</p> <p>(ハ) 原産地申告が作成された日付が記載されていること。</p> <p>なお、原産地申告に記載された認定輸出者の認定番号が別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合、又は認定輸出者が作成した原産地申告に係る產品が当該認定輸出者に対する認定の対象となる產品以外の產品である場合は、総括原産地調査官に報告する。</p> <p>ハ 上記イの申告文が記載された商業文書又は上記ロの申告に係る貨物と輸入貨物が一致すること。</p> <p>二 (省略)</p>	(新規)
(原産品申告書の必要的要件及び様式)	
68-5-11の3	
<p>(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>△ <u>R C E P 協定第3・18条1(b)に基づく輸出者又は生産者による原産地申告及び同第3・16条4の注に基づく輸入者による原産地申告</u></p> <p>なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>(2) 令第36条の3第3項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>△ <u>R C E P 協定附属書3 B の 2 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</u></p> <p>(イ) 英語により作成されていること。</p> <p>(ロ) 証明する者の氏名又は名称が記載されていること。</p> <p>(ハ) 原産品申告書が作成された日付が記載されていること。</p>	<p>申告文が記載された<u>商業上の文書の貨物</u>と輸入貨物が一致すること。</p> <p>△ (同左)</p> <p>(原産品申告書の必要的要件及び様式)</p> <p>68-5-11の3</p> <p>(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>(2) 令第36条の3第3項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ト (省略)</p> <p>チ (省略)</p> <p>リ 原産品申告書は、(1)イ、ニ及びへのものについては、单一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとし、(1)ロ、ハ及びホのものについては、同一の產品の2回以上の船積み（原産品申告書の作成の日から12か月以内に行われるものに限る。）について有効なものとすることができる。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイから<u>ホまで</u>に規定する各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された產品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料及びRCEP協定附属書3Bの2(i)の「RCEP原産国」を確認するための書類（RCEP協定第2・6条6(a)の規定による税率の適用を輸入者が求める場合に同規定に該当する締約国を確認するための書類を含む。）をいう。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>ヘ RCEP協定第3・22条4</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>イ その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書に原産品申告書に記載された產品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類及び「RCEP原産国」を確認するための関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認め</p>	<p>ヘ (同左)</p> <p>ト (同左)</p> <p>チ 原産品申告書は、(1)イ及びニのものについては、单一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとし、(1)ロ、ハ及びホのものについては、<u>その作成の日から12か月間</u>有効なものとすることができる。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイから<u>ホまで</u>に規定する各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された產品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>イ～ホ (同左) (新規)</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>イ その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書に原産品申告書に記載された產品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認め</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
<p>他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>□ 上記イのうち、原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる產品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>	<p>て差し支えないものとする。</p> <p>□ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる產品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>		
产品に係る根拠規定	関係書類の例	产品に係る根拠規定	関係書類の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定 第3・3条</li> <li>・T P P 11協定第3・3条</li> <li>・EU協定第3・3条</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(b)</li> <li>・英国協定第3・3条</li> <li>・R C E P 協定第3・3条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定 第3・2条(b)</li> <li>・T P P 11協定第3・2条(b)</li> <li>・EU協定第3・2条 1(b)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(ii)</li> <li>・英国協定第3・2条 1(b)</li> <li>・R C E P 協定第3・2条(b)</li> </ul>	<p>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）</p> <p>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、<u>全て</u>の一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原產品であることを確認できるものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定 第3・3条</li> <li>・T P P 11協定第3・3条</li> <li>・EU協定第3・3条</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(b)</li> <li>・英国協定第3・3条（新規）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定 第3・2条(b)</li> <li>・T P P 11協定第3・2条(b)</li> <li>（新規）</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(ii)</li> <li>・英国協定第3・2条 1(b)</li> <li>（新規）</li> </ul>	<p>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）</p> <p>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、<u>すべて</u>の一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原產品であることを確認できるものに限る。）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・英国協定第3・2条1(c)</li> <li>・RCEP協定第3・2条(c)</li> </ul> <p>(上記の产品的うち、関税分類変更基準を適用するもの)</p>	<p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等 (<u>全ての非原産材料の関税率表番号が、適用する協定の品目別規則に応じた水準で確認できるもの</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・英国協定第3・2条1(c)</li> <li>(新規)</li> </ul> <p>(上記の产品的うち、関税分類変更基準を適用するもの)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・英国協定第3・2条1(c)</li> <li>・RCEP協定第3・2条(c)</li> </ul> <p>(上記の产品的うち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの)</p>	<p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等 (<u>適用する協定に定める計算式</u>によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・英国協定第3・2条1(c)</li> <li>(新規)</li> </ul> <p>(上記の产品的うち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
・オーストラリア協定第3・2条(c) ・T P P 11協定第3・2条(c) ・E U協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英国協定第3・2条1(c) ・R C E P協定第3・2条(c)  (上記の产品的うち、加工工程基準を適用するもの)	契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるもの）	いて、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価格に基づいているものが確認できるものに限り、E U協定において、E X W価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。）	契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）
その他の原産性の基準を適用する产品	原材料の締約国原产地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、T P P 11協定第3・6条、E U協定第3・5条、 <u>英國協定第3・5条又はR C E P協定第3・4条</u> にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、T P P 11協定第3・11条1、第4・2条2、E U協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第1款3(a)、英國協定第3・6条1(a)、 <u>同附属書3-A注釈8又はR C E P協定第3・4条</u> にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用	原材料の締約国原产地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、T P P 11協定第3・6条、E U協定第3・5条又は英國協定第3・5条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、T P P 11協定第3・11条1、第4・2条2、E U協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第1款3(a)、英國協定第3・6条1(a)又は同附属書3-A注釈8にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>する場合)、その他輸入しようとする產品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料</p>
<p>ハ 上記イのうち、「R C E P 原産国」を確認するための関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>	
<p>「R C E P 原産国」の 決定に係る根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• R C E P 協定第2・6条2（同協定第3・2条(b)の原産品に限る。）</li> </ul>	<p>関係書類の例</p> <p>製造工程フロー図、生産指図書等（R C E P 協定第2・6条5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていることが確認できるもの）</p>
<p>• R C E P 協定第2・6条3</p>	<p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（R C E P 協定に定める計算式によって、輸出締約国において產品の価額の総額の20パーセント以上の付加価値を付けていることが確認できるもの）</p>
<p>• R C E P 協定第2・6条4</p>	<p>原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>・ R C E P 協定第 2 ・ 6 条 6 (a)</p> <p>原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等 (原産品の生産において使用された原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国が確認できるもの)</p>	
<p>ニ R C E P 協定第 3 ・ 19 条に規定する連続する原産地証明として中間締約国の輸出者が作成する原産品申告書を提出する場合に提出すべきその他の書類は、以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 当該中間締約国において更なる加工(再こん包又は物流に係る活動(例えは、積卸し、貯蔵、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、产品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ产品を輸送するために必要な他の作業)を除く。)が行われていないことを確認できる資料</p> <p>(ロ) 輸入しようとする产品が、R C E P 協定附属書 I の日本国との関税に係る約束の表の付録に該当する品目である場合、上記ハに規定する「R C E P 原産国」を確認するための関係書類</p> <p>ホ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の产品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された产品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、T P P 11協定第3・3条、EU協定第3・3条、米国協定附属書 I 第C節第1款2(b)、英国協定第3・3条又はR C E P 協定第3・3条に規定する完全に得られる产品又は完全に生産される产品(当該产品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいづれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された产品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。)</p> <p>(ロ) 前記 7-18 の規定により該当する協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の产品(この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとす</p>	<p>(新規)</p> <p>ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の产品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された产品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、T P P 11協定第3・3条、EU協定第3・3条、米国協定附属書 I 第C節第1款2(b)又は英国協定第3・3条に規定する完全に得られる产品又は完全に生産される产品に規定する完全に得られる产品(当該产品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいづれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された产品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。)</p> <p>(ロ) 前記 7-18 (事前照会に対する文書回答の手続等) の規定により該当する協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の产品(この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。)  <u>(ハ)～(ホ)</u> (省略)  <u>ヘ</u> (省略)  <u>ト</u> 上記ハに規定する「R C E P原産国」を確認するための関係書類は、以下の場合には提出を要しない。  <u>(イ) 產品がR C E P協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表において締約国毎に異なる税率が設定されている品目以外の品目である場合</u>  <u>(ロ) 原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類により「R C E P原産国」を確認できる場合</u>  <u>(ハ) 条約等基本通達3-20(4)の規定によりR C E P協定上の原産品であるとの回答に併せて「R C E P原産国」に関する回答を受けた貨物について当該回答における「R C E P原産国」と同一の締約国を原産品申告書上の「R C E P原産国」として申告する場合（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）</u></p>	<p>書の「添付書類」欄に記載するものとする。)  <u>(ハ)～(ホ)</u> (同左)  <u>ミ</u> (同左)  (新規)</p>

## (不備のある原産地証明書の取扱い)

68-5-12 原産地証明書の記載事項について、前記68-5-11の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、E P A税率を適用して差し支えないととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

(1) (省略)(2) (省略)(3) 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同

## (不備のある原産地証明書の取扱い)

68-5-12 原産地証明書の記載事項について、前記68-5-11の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、E P A税率を適用して差し支えないととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

イ (同左)ロ (同左)ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項から<u>68-5-12の3</u>までにおいて「首席原産地調査官等」という。）と協議の上、処理するものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>R C E P 協定原産地証明書の「R C E P 原産国」の記載の不備について</u>は、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者がR C E P 協定原産地証明書以外の資料に基づいて「R C E P 原産国」を明らかにできる場合又はその原産地証明書の記載から「R C E P 原産国」が自明の場合（例えば、R C E P 協定第3・3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、そのR C E P 協定原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「R C E P 原産国」の記載にかかわらずR C E P 協定第2・6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。</p> <p>(6) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記<u>(3)</u>及び<u>(4)</u>において、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、<u>条約等基本通達3-20(4)</u>の規定によりR C E P 協定上の原産品であるとの回答に併せて「R C E P 原産国」に関する回答を受けた場合には、上記<u>(5)</u>において、「R C E P 原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。</p> <p>(不備のある原産地申告の取扱い)</p> <p>68-5-12の2 原産地申告の記載事項について、前記68-5-11の2の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地申告の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において</p>	<p>一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項及び<u>68-5-12の3</u>において「首席原産地調査官等」という。）と協議の上、処理するものとする。</p> <p>二 (同左) (新規)</p> <p>ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記<u>ハ</u>及び<u>ニ</u>において、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。</p> <p>(不備のある原産地申告の取扱い)</p> <p>68-5-12の2 原産地申告の記載事項について、前記68-5-11の2の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地申告の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「軽微な誤り」という。) である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) <u>原産地申告の申告貨物との同一性に関する項目</u> (輸出者名、輸入者名、仕入書番号等) の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一が確認できる場合、又は輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地申告は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地申告の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官等と協議の上、処理するものとする。</p> <p>(4) <u>原産地申告の貨物の原産性に関する項目</u> (特恵基準 (累積、僅少の非原産材料を含む)、HS番号等) の不備については、原産地申告は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地申告は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地申告は有効として取り扱う。</p> <p>(5) <u>RCEP協定原産地申告の「RCEP原産国」の記載の不備について</u>は、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者がRCEP協定原産地申告以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産地申告の記載から「RCEP原産国」が自明の場合 (例えば、RCEP協定第3・3条の完全生産品の場合) 等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、そのRCEP協定原産地申告は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第2・6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。</p> <p>(6) <u>文書による原産地に関する事前教示を取得している場合</u>であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(3)及び(4)において、輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条</p>	<p>「軽微な誤り」という。) である場合には、EPA税率を適用して差し支えうこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>約等基本通達3-20(4)の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた場合には、上記(5)において、「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。</p>	
<p>(不備のある原産品申告書の取扱い)</p>	
<p>68-5-12の3 原産品申告書の記載事項について、前記68-5-11の3の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p>	<p>(不備のある原産品申告書の取扱い)</p> <p>68-5-12の3 原産品申告書の記載事項について、前記68-5-11の3の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p>
<p>(1) (省略)</p>	
<p>(2) (省略)</p>	
<p>(3) (省略)</p>	
<p>(4) (省略)</p>	
<p>(5) RCEP協定上の原産品申告書の「RCEP原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産品申告書の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3・3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産品申告書は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第2・6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(新規)</p>
<p>(6) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(3)及び(4)において、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合と</p>	<p>ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合と</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p>て取り扱う。また、条約等基本通達3-20(4)の規定によりR C E P協定上の原産品であるとの回答に併せて「R C E P原産国」に関する回答を受けた場合には、上記(5)において、「R C E P原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。</p> <p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)</p> <p>68-5-14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td><u>ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税關、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区</u></td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>R C E P協定原産地証明書</td><td><u>R C E P協定第3・1条(i)に規定する機関</u> (具体的には別途事務連絡する。)</td></tr> </tbody> </table> <p>原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(2) (省略)</p>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	(省略)	(省略)	アセアン包括協定原産地証明書	<u>ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税關、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区</u>	(省略)	(省略)	R C E P協定原産地証明書	<u>R C E P協定第3・1条(i)に規定する機関</u> (具体的には別途事務連絡する。)	<p>して取り扱う。</p> <p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)</p> <p>68-5-14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td><u>アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)</u></td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </tbody> </table> <p>原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(2) (同左)</p>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	(同左)	(同左)	アセアン包括協定原産地証明書	<u>アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)</u>	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)
原産地証明書	原産地証明書の発給機関																				
(省略)	(省略)																				
アセアン包括協定原産地証明書	<u>ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税關、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区</u>																				
(省略)	(省略)																				
R C E P協定原産地証明書	<u>R C E P協定第3・1条(i)に規定する機関</u> (具体的には別途事務連絡する。)																				
原産地証明書	原産地証明書の発給機関																				
(同左)	(同左)																				
アセアン包括協定原産地証明書	<u>アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)</u>																				
(同左)	(同左)																				
(新規)	(新規)																				

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(輸出差止実績の公表)</p> <p>69の3-6 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 侵害物品及び輸出者等が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において<u>仕向国別、知的財産別、品目別</u>の全国分件数及び点数を<u>半期毎</u>に公表する。</p> <p>(2) 各税関においては、各税関の<u>仕向国別、知的財産別、品目別</u>の件数及び点数の実績について、原則として、<u>半期毎</u>に公表する。</p>	<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(輸出差止実績の公表)</p> <p>69の3-6 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 侵害物品及び輸出者が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において<u>知的財産別、品目別、仕向国別</u>の全国分件数及び点数を<u>四半期毎</u>に公表する。</p> <p>(2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の<u>知的財産別、品目別、仕向国別</u>の件数及び点数の実績について<u>公表して差し支えない</u>が、原則として、上半期分及び年分については公表する。</p>
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入差止実績の公表)</p> <p>69の12-6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 侵害物品及び輸入者等が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において<u>仕出国別、知的財産別、品目別</u>の全国分件数及び点数を<u>半期毎</u>に公表する。</p> <p>(2) 各税関においては、各税関の<u>仕出国別、知的財産別、品目別</u>の件数及び点数の実績について、原則として、<u>半期毎</u>に公表する。</p>	<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入差止実績の公表)</p> <p>69の12-6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実積については、本省において<u>知的財産別、品目別、仕出国別</u>の全国分件数及び点数を<u>四半期毎</u>に公表する。</p> <p>(2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の<u>知的財産別、品目別、仕出国別</u>の件数及び点数の実積について<u>公表して差し支えない</u>が、原則として上半期分及び年分については公表する。</p>